

# OSSライセンスの「頒布」について

2023年5月20日

OSSライセンス姉崎相談所・姉崎章博

オープンソースの「今」を伝える

Open Source Conference 2023 Online/Nagoya

2023年5月20(土) 10:00~18:00

オンライン会場 (Zoom & YouTube Live)

Linuxで動作する装置を販売するという事は、  
Linuxの実行形式を「**頒布**」するから、GPLv2

**この条件と、**

3. あなたは上記第1条および2条の条件に従い、

『プログラム』…をオブジェクトコードないし  
実行形式で複製または**頒布**することができる。

ただし、その場合 あなたは以下のうちどれか一つを  
実施しなければならない: a)…ソース…を添付する。

b)…ソース…を提供する旨述べた…申し出を添える。

**この条件を満たす必要があるということ。**

これに当てはまり

OSSライセンスは、**頒布**の際のライセンス  
または、

OSSライセンスは、著作権行使の許諾条件

- ◆ OSS(オープンソースソフトウェア)は、一般に著作物
- ◆ 著作権行使となる「**頒布**」は無断ではできない
- ◆ それを、あらかじめ条件付きで**頒布**を許諾しているのがOSSライセンス

# 「頒布」の定義 - 著作権法 第二条一項十九号

有償であるか又は無償であるかを問わず、

**複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい、**

映画の著作物又は映画の著作物において複製されている著作物にあつては、これらの著作物を公衆に提示することを目的として当該映画の著作物の複製物を譲渡し、又は貸与することを含むものとする。

「映画の著作物」の話であり、「プログラムの著作物」であるOSSは関係しない

「『有償』とか『貸与』とか、OSSの現状に合わないから、OSSライセンスにおける 'distribute' の日本語訳は、著作権専門用語の『頒布』より、一般的な『配布』の方が良いよね」みたいな意見もあるが…、そうだろうか？

例えば、FreeBSDで動作する装置を販売するという事は  
FreeBSDのバイナリを「頒布」するから、二条項BSDL

ソースコード形式であれバイナリ形式であれ、変更の有無に関わらず、

以下の条件を満たす限りにおいて、再**配布**および使用を許可します:

1. … **'distribute'を「頒布」ではなく「配布」と訳している**

2. バイナリ形式で再**配布**する場合、 **これに当てはまり**

上記著作権表示、本条件書および下記責任限定規定を、  
配布物とともに提供される文書 および/または 他の資料に  
必ず含めてください。

**この条件を満たす必要があるということ。**

# OSSは**無償**で**配布**しなければならないのか？

「**配布**」の方が「**無償**」で提供されるイメージだよね…

でも、

「オープンソース」であるライセンスは、…

ソフトウェアを**販売**あるいは無料で頒布すること

**を制限してはなりません。**

と、オープンソースの定義(OSD) 1. 再頒布の自由 に書いてある

無償のイメージが強い「**配布**」は逆に**不適切**かな

それに、OSSに**貸与**の話なんか出てこないでしょう？

「頒布」は「貸与」も関係するからイメージが違う…

でも、

イメージが違っていようが、貸与も著作権行使。  
多くのOSSの著作権者は黙認している状況なだけ。

自分のクルマをチューニングする人はいても、

**レンタカーをチューニングする人は**まず**いない**からだろう。

貸与を含むことが[頒布]を避ける理由にならない

OSSライセンスの 'distribute' は、  
『配布』より『頒布』と訳す方が適切  
という話をしました。

何かご質問はありますでしょうか？



# 「著作権」とは

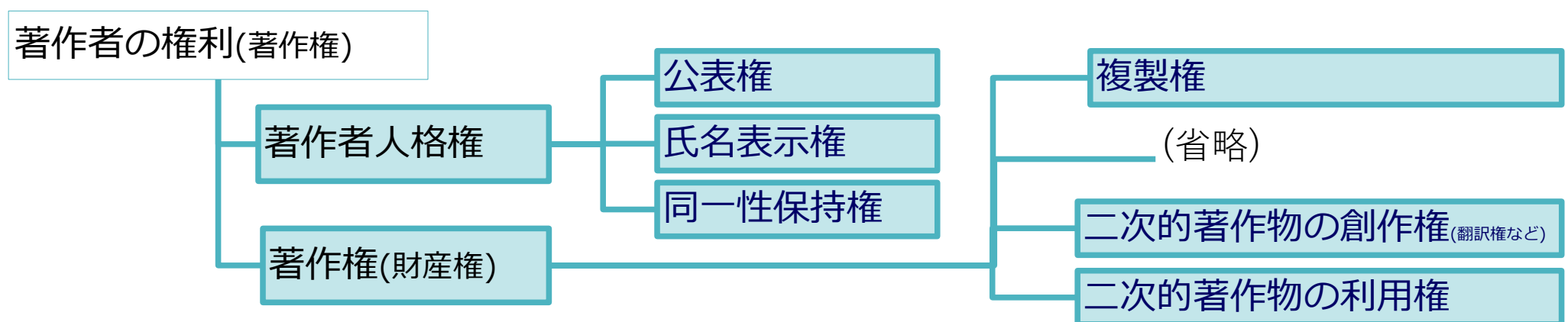
支分権(下記)の束であり、

財産権における「複製権」は

他人が「無断で複製すること」を止めることができる

(条件を付けて、他人が複製することを認める)

権利(許諾権)



# 『複製権』とは

著作権法 第二十一条（複製権）

**著作者は、**

**その著作物を複製する権利を専有する。**

第二条二 著作者 著作物を創作する者をいう。

※著作物がプログラムなら、その開発者(社)。

「複製」が即「複製権の行使」ではない

著作権法第三十条「私的使用のための複製」など

「**著作権の制限**」があるため、

「複製」が即「複製権の行使」つまり

「著作権行使」にならない。

～(単純なルール化は)かえって文化の発展に寄与することを目的とする著作権制度の趣旨に反することにもなりかねないため(文化庁) …特許法には無い特徴

「複製物を公衆に譲渡」は、さすがに「複製権行使」でしょう

「複製物を公衆に譲渡」することが「頒布」。

だから、「頒布」すると「著作権(複製権)行使」。

無料だろうが、受領者がOSSを(再)「頒布」すると

OSS開発者の「著作権を行使」することになる。

無断なら著作権侵害(著作権法違反)になるから、

条件付きで再頒布を許諾するために、

開発者はOSSライセンスを付けている。

と、正しく自覚している開発者も少ないようだが…

OSSライセンスの多くは  
著作権を基にしているのに、  
『複製』ではなく『頒布』をキーワードに  
している理由と思われる話をしました。

何かご質問はありますでしょうか？

その「頒布」を勘違いしている例

「頒布」をキーワードにOSSライセンスを検討していることが多いが、正しく**著作権の「頒布」**と認識していないために、勘違いしているケース

**1. 納品** を「頒布」と誤認

**2. ダウンロード** を「頒布」と誤認

※行使している場合もあれば、行使していない場合もあり、

「頒布」の代わりにキーワードにはならない。

# 1. 『納品』は「頒布」か？

著作物を新に有体物に化体(かたい)させる有形的再製

単純に言えば、複製しているなら、

複製権の行使(著作権行使)だが、

複製している場合もあれば、

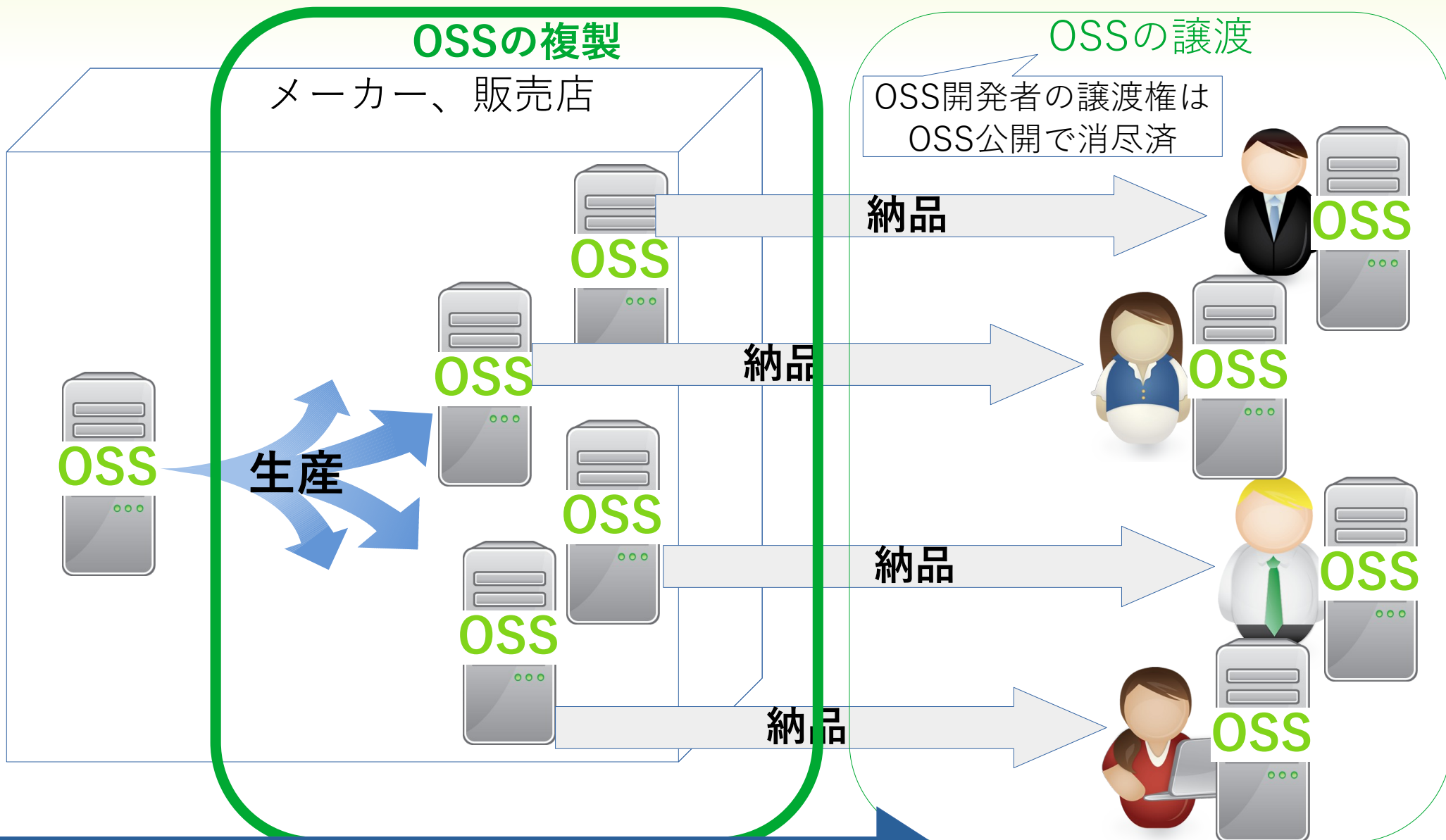
複製していない場合もあるだろう。

だから、

**『納品』も、必ずしも『頒布』ではない**

例えば、

# OSSをインストールしたサーバを納品する場合 (1/3)

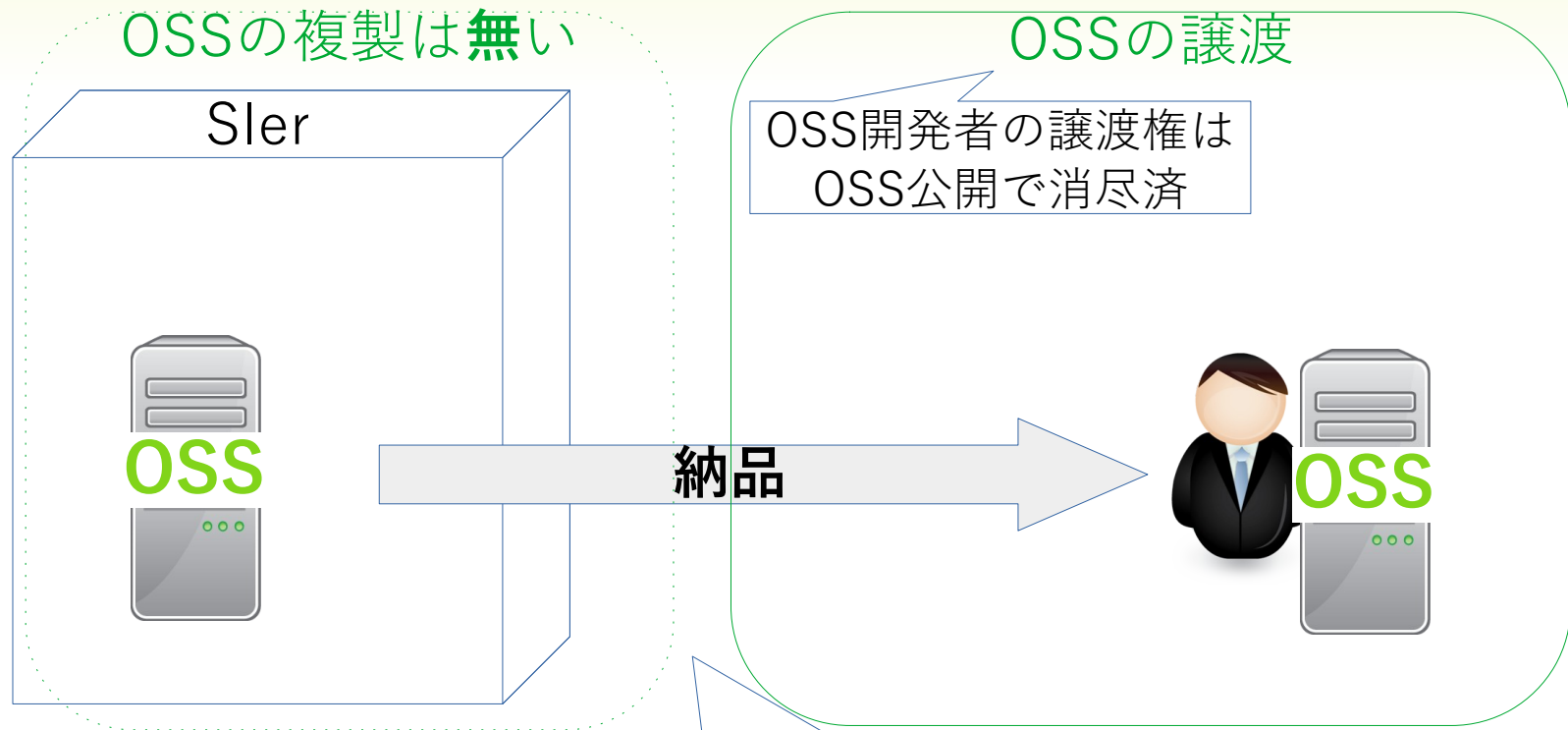


## メーカーによる『複製権』の行使

OSS開発者の複製権をメーカーが行使することは、OSSライセンス条件を満たせば、許諾される

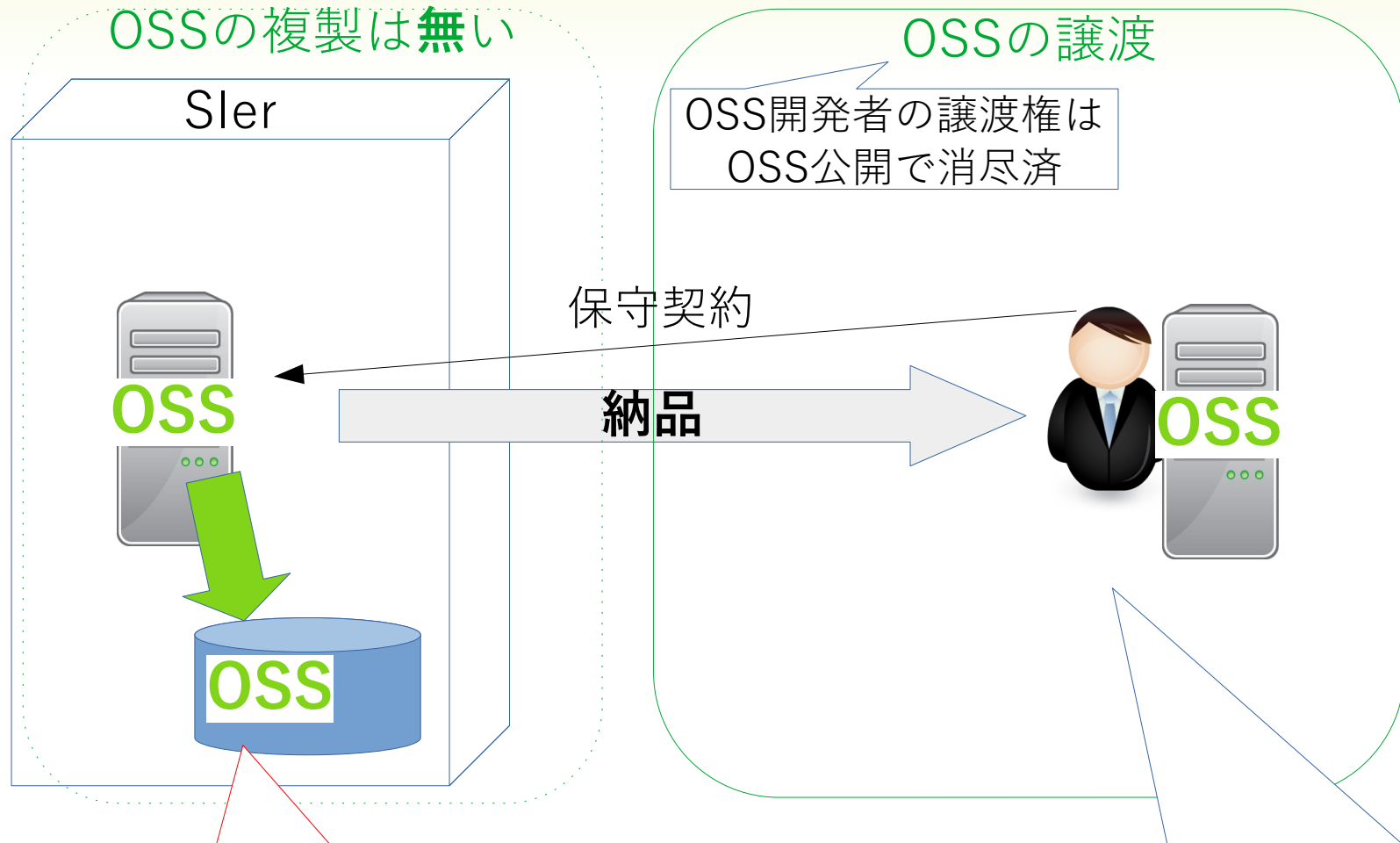


# OSSをインストールしたサーバを納品する場合 (2/3)



SlerはOSS開発者の複製権を行使せずに譲渡しているだけ。  
OSSライセンスの許諾も必要ない

# 納品したサーバのOSSを保守する場合



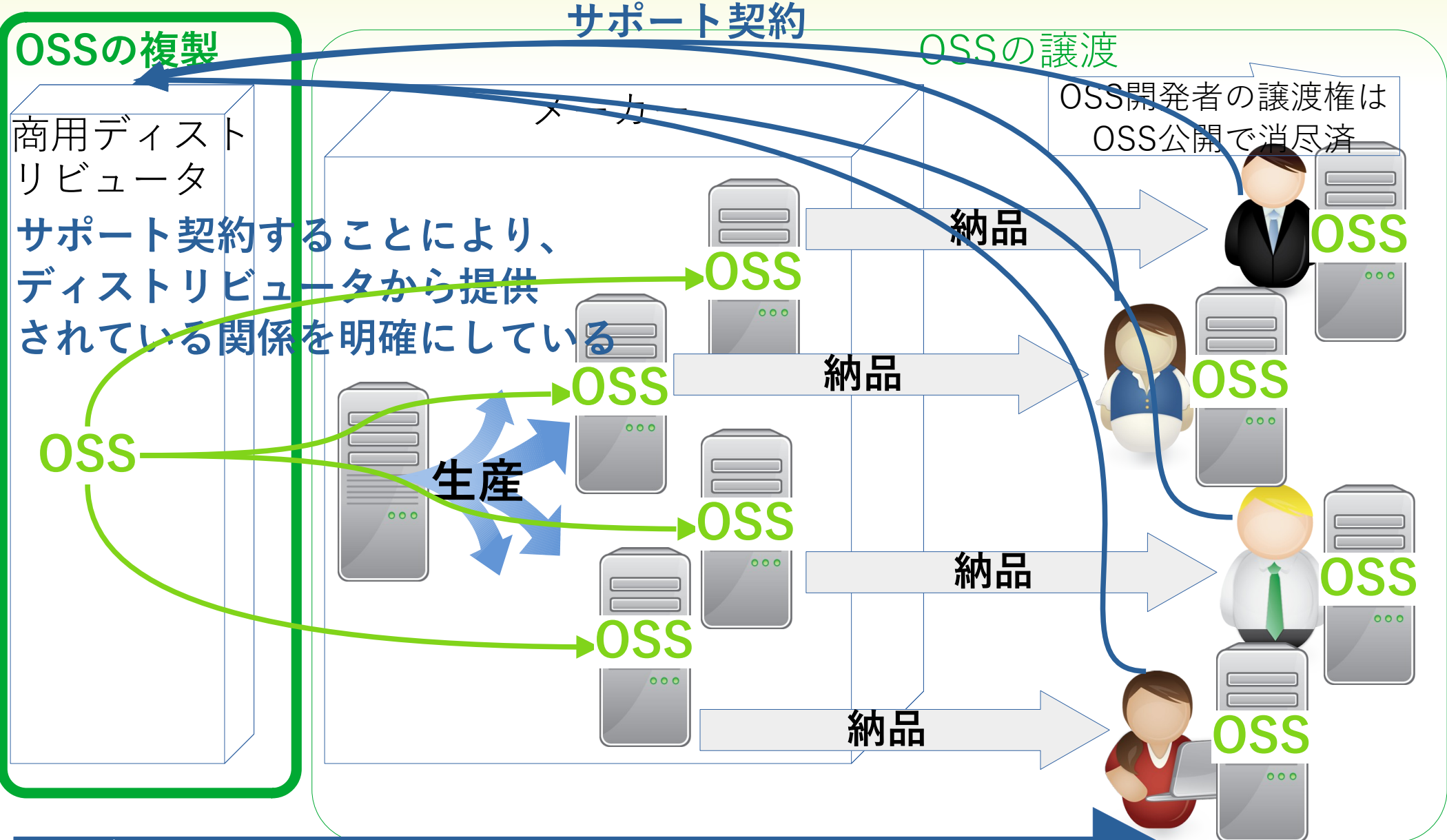
これは、譲渡先のプログラムの所有者のもの。  
Slerが、無断で他社に提供しては、  
窃盗や横領に当たる。

## 第五款 著作権の制限

(プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等)  
第四十七条の三 プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において実行するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。

しかし、「メーカーは頒布、Slerは非頒布」  
と、誤認してはいけない。

# OSSをインストールしたサーバを納品する場合 (3/3)



## ディストリビュータによる『複製権』の行使

複製権をディストリビュータが行使することも、OSSライセンス条件を満たせば、許諾される

いやいや、

それ以前に、そもそも、  
ダウンロードしたOSSを使用すると  
複製権を行使しているでしょ！？

そうなのか？

## 2. 「ダウンロードは著作権法違反である」!?

「例外的に、許諾を得ているか、

適法な公開元かつ個人の**私的利用**であれば免除されるが、企業の対応としては不可」という話があるらしい。

...

でも、普通に企業でもOSSをダウンロードして使っているよね。 さて…

どうしたら、こんな話になるか推測してみましよう

## 2-1. OSSのダウンロードが違法ではない理由

二つの解釈があり得る(?)

1. 著作者である開発者がダウンロードによる複製権の行使を許諾している
2. OSSのダウンロードは複製権の行使ではない

ダウンロードを複製権の行使とする前者では、

二つの矛盾が生じる

# 矛盾1. 許諾と書かれていないOSSライセンスの存在

ダウンロードによる複製権の行使を許諾しているならば、OSSライセンスにそう書かれているはず。書かれている例：

Permission to use, **copy**, modify, and distribute... (PostgreSQL License)

3. You may **copy** and distribute the Program... (GNU GPLv2)

だが、書かれていないライセンスも存在する

**Redistribution and use** in source and binary forms, with or without modification, **are permitted**... (FreeBSD Copyright)

FreeBSDがダウンロード(複製)してはいけないなどという話  
は無いから、「許諾している」というのは無理がある。



## 矛盾2. GPLの条件を満たせない

GNU GPLv2の第3条は、

「オブジェクトコードないし実行形式で複製」の際の許諾条件

『「ソースコード」または「申し出」を「**添付**」すること』

さて、

Linux実行形式のダウンロードを許諾してもらうための条件が

その**ソースコードを添付**すること、と言われたら … ?

### できるわけがない

※添付できるのは物理的にアップロードする人だけ

「OSSのダウンロードは複製権の行使ではない」

以上の矛盾から、そう考えるしかないだろう。

そもそも、開発者はダウンロードしてもらっ

つもりでアップロードしたOSSだし。

「個人の私的利用」でのみ許されると言うのは、

ダウンロードできている現実とかけ離れている。

⇒ダウンロードが違法という人は想定が違うのでは？

## 2-2. ダウンロードが違法と言う人の 想定 著作物 が違ふみたい

### 著作権侵害してアップロードされたものの話

#### ◆ 平成21年の著作権法改正

『インターネット上で**著作権を侵害して**アップロード又は送信が行われる**音楽・映像等**について、その事実を知りながら、当該送信を受信して録音・録画を行う場合」を第30条 私的使用のための複製で許容される複製から除外される、いわゆる「**違法ダウンロード**」が定められました』(\*)<第1項第3号>

\*:加戸守行著『著作権法逐条講義 六訂新版』CRIC 著作権情報センター発行、P127より

#### ◆ 令和2年の改正

音楽・映像等**以外の著作物も**対象に拡大<第1項第4号>

『令和3年1月1日施行 侵害コンテンツの**ダウンロード違法化**について』(文化庁)

➔ 「ダウンロード違法化」の文言だけが一人歩きしているのかも

# 著作権法 第30条 私的使用のための複製とは？

## 第五款 著作権の制限

### (私的使用のための複製)

**第三十条** 著作権の目的となつてゐる著作物…は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

## 2-2-1. 文化庁のQ&Aが勘違いを助長!?

問8 漫画家・研究者等が行う創作・研究活動や、企業が行うビジネスにも悪影響が及ぶのではないか。

「企業のダウンロードはもともと違法」という勘違いを生んだ!?

(答)

1. 漫画家・研究者等が業務として行うダウンロードや企業においてビジネスの一環として行われるダウンロードは、私的使用目的の複製（著作権法第30条）とは言いづらいものであり、もともと違法であって、今回の改正とは直接関係しません（改正前と取扱いは変わりません）。
2. なお、文化庁では、今回の改正とは別途、研究目的での自由利用を認める規定（権利制限規定）の創設など、著作物の公正な利用を促進するための措置についても、並行して検討を進めているところです。

でも、これは、

『**侵害コンテンツ**のダウンロード違法化に関する Q&A』の話。

しかも、1.は侵害コンテンツの話だが、2.は非侵害コンテンツの話と混在しているので、勘違いする人が出ているのではないか

## 2-2-2. 私的使用目的の複製 (著作権法第30条) が絡む理由

違法ではないコンテンツのダウンロードに

「私的使用目的の複製 (著作権法第30条)」

による著作権の制限を受けないと複製権の行使、  
著作権侵害という話はどこから出てくるのか？

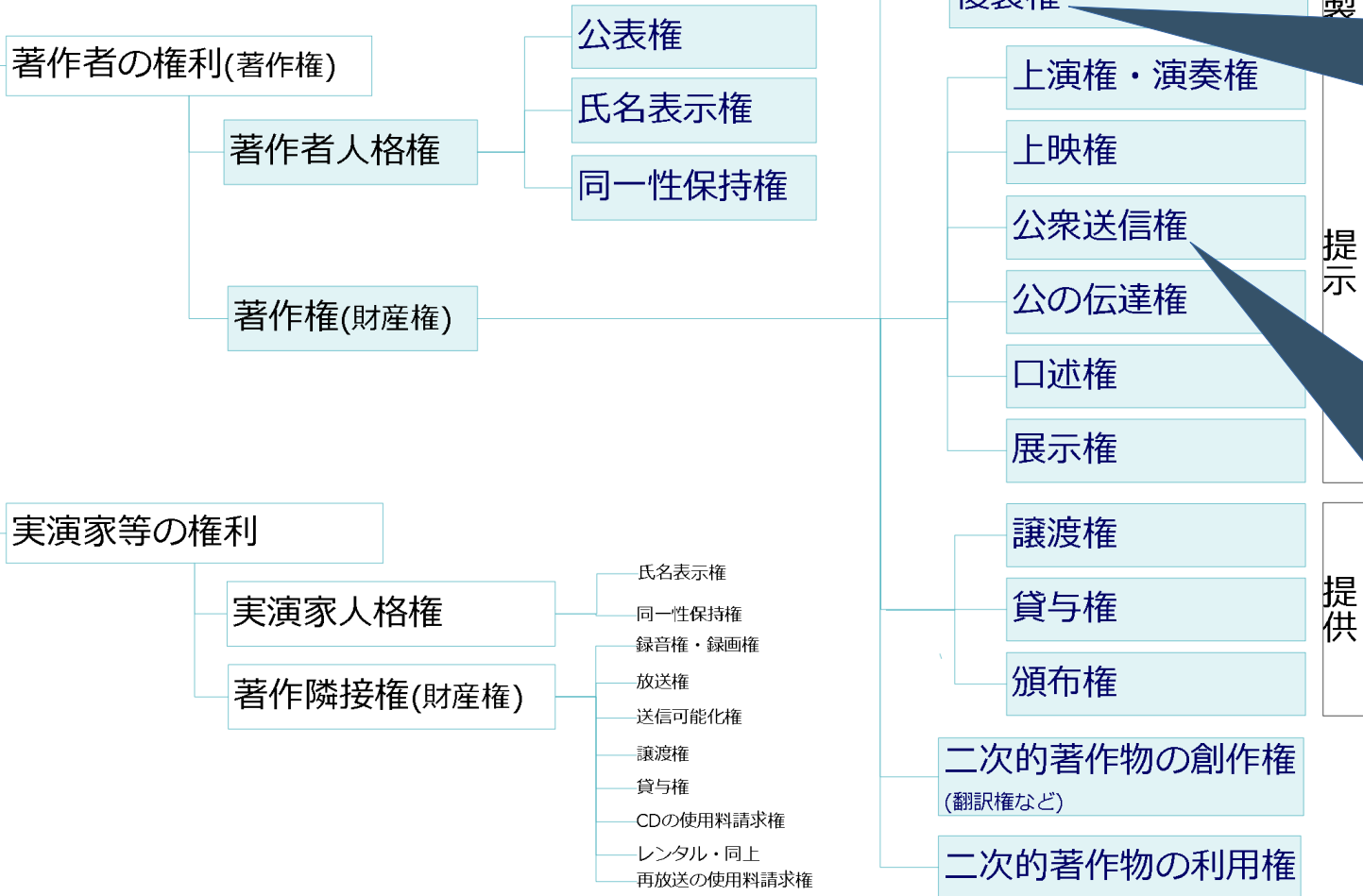
一つの推測…

家庭内でのビデオ録画のイメージなのでは？

# (公開)OSSとテレビ放送の行使著作権の違い

(日本国著作権法での) 著作者の権利：支分権

文化庁 著作権テキスト より



OSSの公開は  
著作者による  
**複製権**の行使

テレビ放送は  
著作権者による  
**公衆送信権**  
の行使

「複製権の行使」による「複製」と  
「公衆送信権の行使」による「提示」は、何が違うのか？

なお、「複製(再製)」と「提示」の違い

①著作物の有形的**再製**とは

著作物を新に有体物に化体させる行為

②著作物の**提示**とは

有体物(原作品・複製物)の存在を前提としないか、

あるいは 有体物の占有を移転せずに、

著作物へのアクセスを直接的に可能にする行為

島並良・上野達弘・横山久芳著『著作権法入門』有斐閣、P129

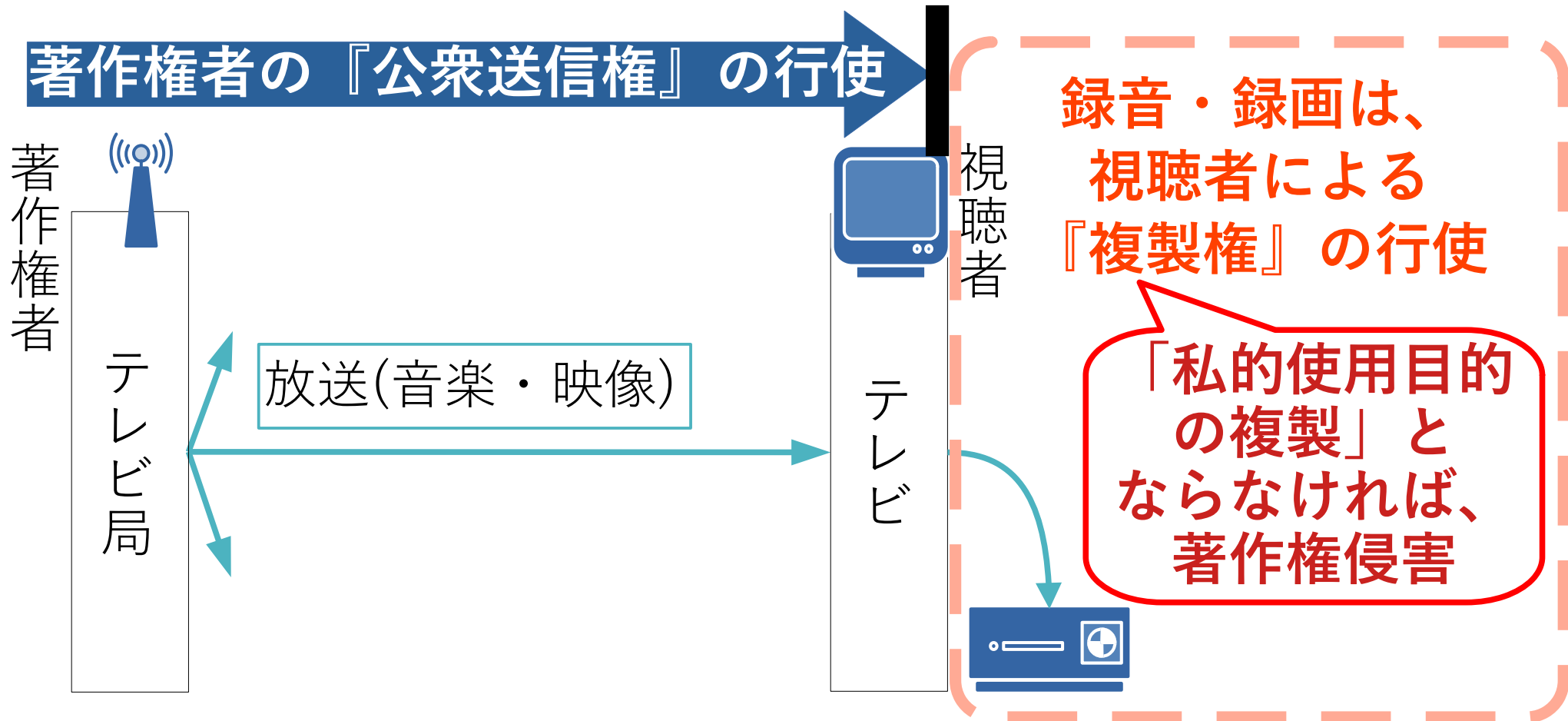
つまり…



# テレビ放送は

著作権者は公衆送信権しか行使していないから、

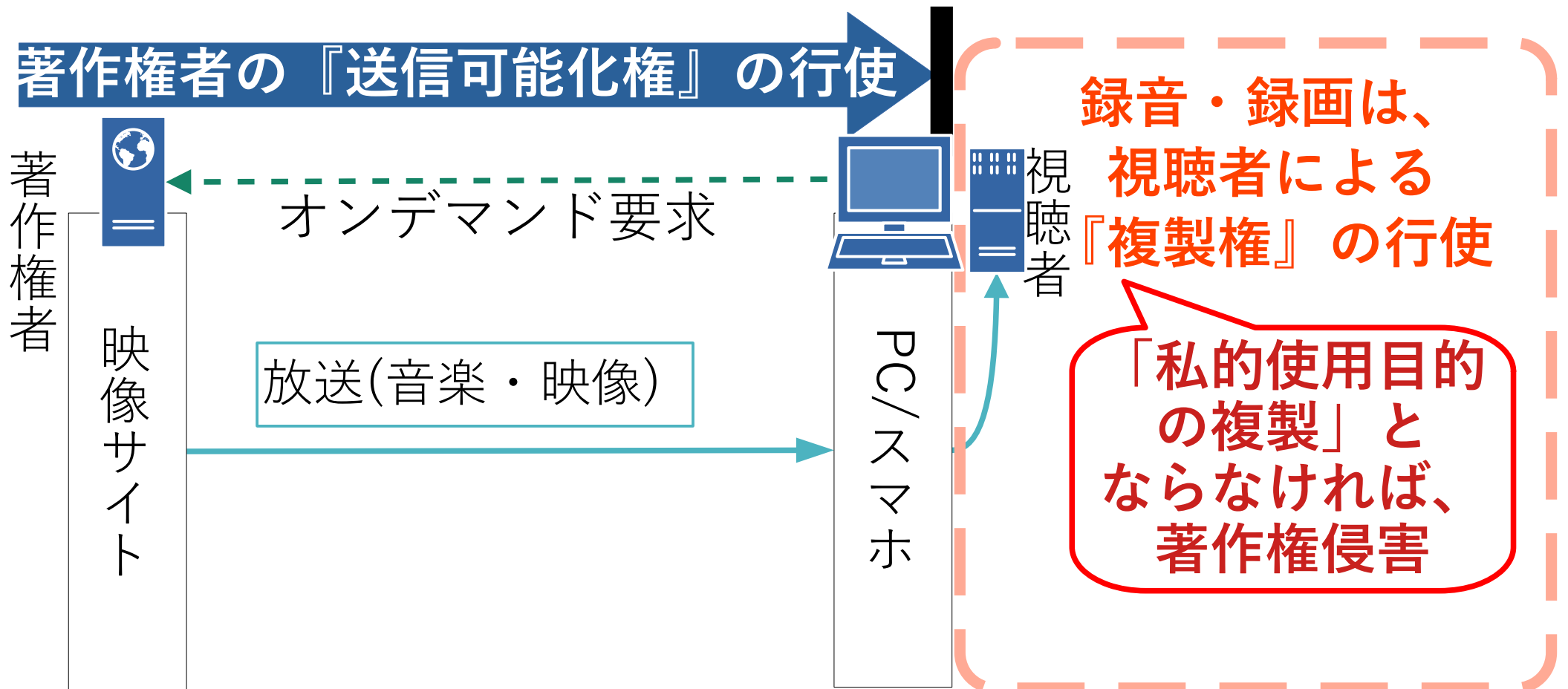
録画は、視聴者による複製権の行使



# オンデマンド映像のダウンロードは

著作権者は送信可能化権しか行使していないから

録画は、視聴者による複製権の行使



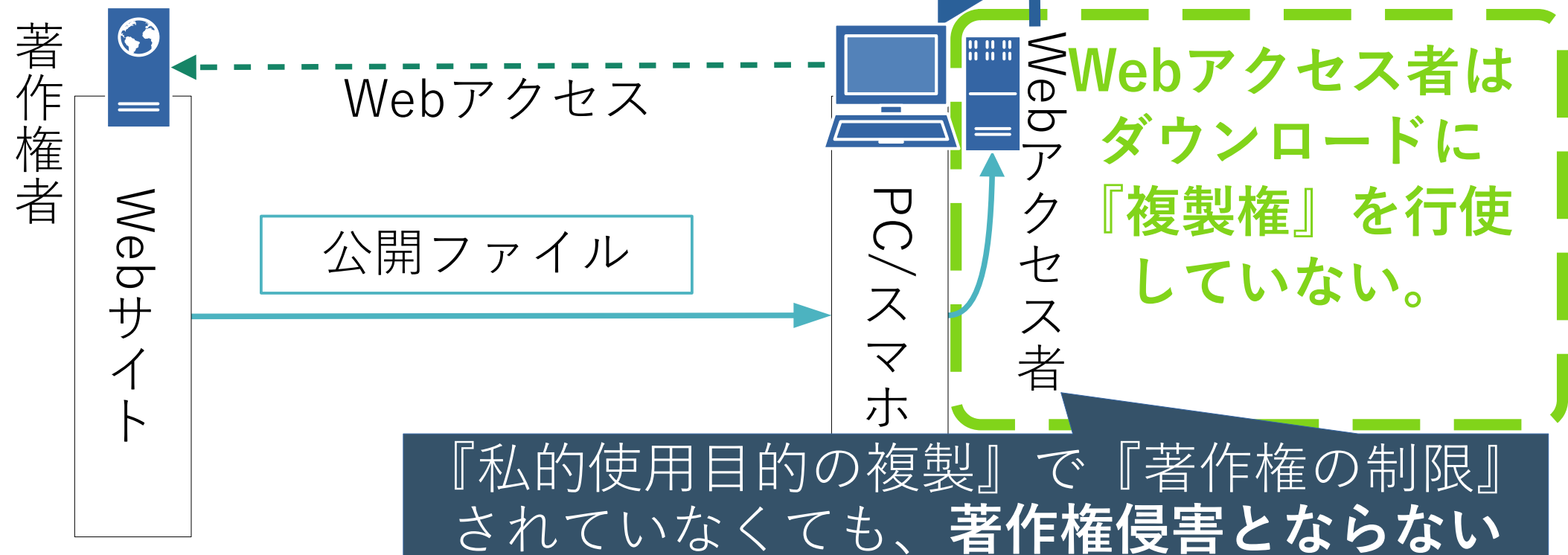
(公開された)OSSのダウンロードは

**著作権者は複製権を行使(有形的再製)しているから**

Webアクセス者による複製権の行使とならない

ここまで来て『有形的再製』となり

著作権者の『複製権』の行使



同じように「ダウンロード」と言っているが…

権利者は

複製権の  
行使者は

テレビ放送の録画

有体物の占有を移転しない  
**提示**しかしていないから

視聴者

「私的使用目的の複製」として著作権制限されなければ著作権侵害

オンデマンド映像のセーブ

有体物の占有を移転しない  
**提示**しかしていないから

視聴者

OSSのセーブ

新に有体物に化体させる  
**再製**までしているから

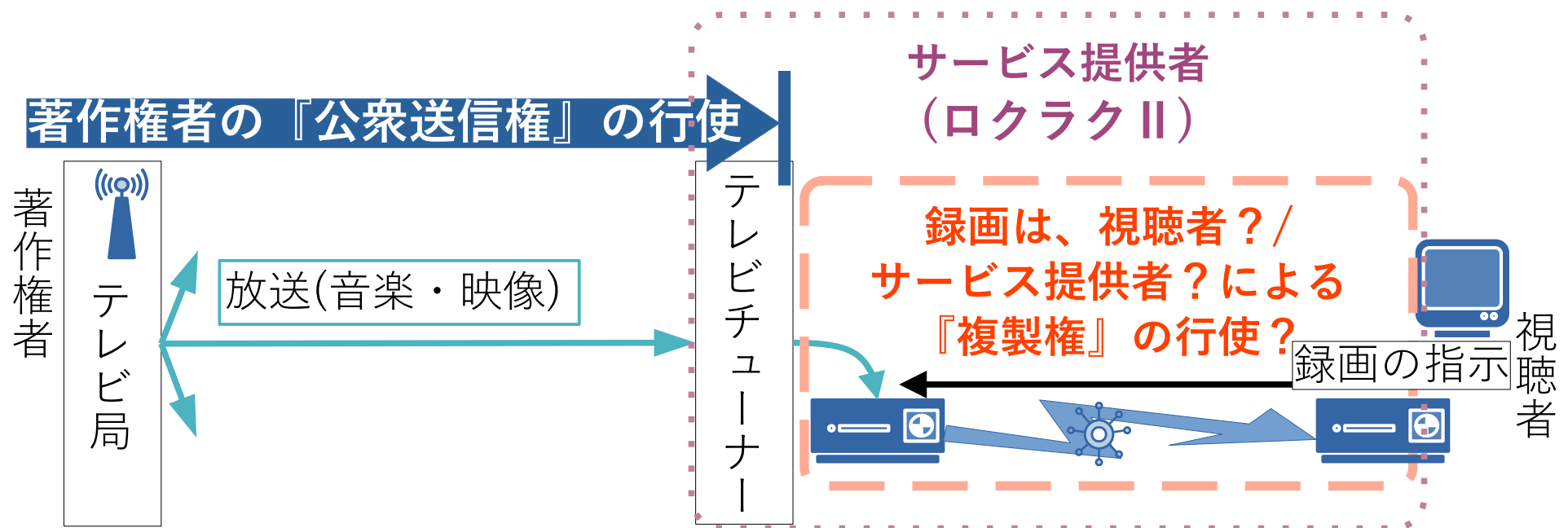
権利者

「私的使用目的の複製」として著作権制限される必要も無い

権利の行使関係が違う

## 2-3. ロクラクII事件

- ◆ 単純に「ダウンロードは頒布である」と誤認してしまうと「視聴者に行使させれば、私的使用目的の複製で著作権が制限される」と考えたと思われる製品・サービス
- ◆ 複製権の行使者が、視聴者かサービス提供者かが争われた



➔ 最高裁まで行ったが、サービス提供者敗訴

## 2-4. OSS利用者にはDL出来て当たり前の話

でも、意外に、

「著作者である開発者が許しているからだ」

で済ましてしまっていないませんか？

**誰が、どの著作権(支分権)を行使しているか**

正しく認識しないと商品化でトラブルかもしれません

### 3. 著作権の世界で考えないと判別できない

著作権の世界にない用語：

「納品」「ダウンロード」などで

複製権の行使(著作権行使)を判別はできない。

著作権の世界の「**頒布**」に当てはめて、

「**著作権を行使しているかどうか**」で、

考える必要があります。

**ここまでで何かご質問はありませんか？**



# https://osslicense-ane.com/

引っ越し  
リニューアル  
しました。

GNU GPL/LGPL/AGPL、Apache LicenseやBSDライセンスなど、これらは、**OSSライセンス**と称されます。オープンソースソフトウェア(OSS)という言葉が出てくる前は、フリーソフトウェア/自由ソフトウェアとだけ呼ばれていたプログラムのライセンスです。ですから、フリーソフトウェアライセンスとも言います。

ほとんどのOSSライセンスは、**著作権に基づいています**。開発者が意図しなくても、ほとんどのプログラムは著作権で保護されるため、**再頒布するためには**著作権者である開発者の**許諾(ライセンス)が必要です**。取り込んだり、改変したとしても、元開発者の権利は変わりません。そのため、開発者はOSSにOSSライセンスを添付して、そこに書かれた条件で再頒布を許諾しています。再頒布のライセンスが付いていなければ、公開したプログラムは誰も再頒布できないものになってしまうからです。

それが、「OSSライセンスは著作権に基づいている」という文章が意味する道理(の一つ)です。

なかなか、難しいですね。この道理を**正しく理解してもらうために**、入門的な解説から、具体的に応用での相談まで、取り組んでおります。

頒布、ダウンロードの話的文章で論じています